

鹿屋体育大学アドミッションセンター規則

		平成15年	3月17日
		規則	第4号
改正		平成16年	4月1日
		規則	第46号
		平成19年	3月22日
		規則	第26号
		平成23年	2月7日
		規則	第11号
		平成30年	3月29日
		規則	第30号
		令和3年	2月1日
		規則	第15号
		令和3年	10月12日
		規則	第51号
		令和8年	4月22日
		規則	第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号）第35条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学アドミッションセンター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における総合型選抜（A. C. E. アスリート入試及びA. C. E. サポーター入試）（以下「A. C. E. 入試」という。）の企画・実施、入学者選抜方法等の調査研究、高大連携及び入学者選抜に係る企画・広報、入学時から卒業後までの追跡調査等の業務を専門的、有機的に行い、もって本学の教育研究の充実発展に資することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターの目的を達成するため、次に掲げる部門を置く。

- (1) A. C. E. 入試検討部門
- (2) 入試改善調査部門
- (3) 企画広報部門

2 A. C. E. 入試検討部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) A. C. E. 入試の具体的な実施方法の検討
- (2) A. C. E. 入試の実施に関する企画
- (3) その他A. C. E. 入試の実施に関する事項

3 入試改善調査部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜試験の成績、入学前の成績及び入学後の成績等の調査研究
- (2) 卒業生の追跡調査
- (3) その他入学者選抜の改善に係る調査研究に関する事項

4 企画広報部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜に係る情報の収集及び提供
- (2) 大学説明会、進学ガイダンス等入学者選抜に係る広報に関する事項
- (3) 高大連携に関する企画
- (4) その他入学者選抜に係る企画・広報に関する事項

(組織)

第4条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

- (1) 教授、准教授、講師又は助教
- (2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

7 第2項に定める職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

8 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第1項及び第2項の職員で構成するセンター会議を置く。

(委員会)

第5条 センターの運営に関する重要事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則(平成16年規則第12号)第3条に定める入試委員会において審議する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、教務課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 鹿屋体育大学アドミッションセンター設置要項(平成14年6月20日教授会決定)は、廃止する。

附 則(平16.4.1規則第46号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平19.3.22規則第26号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平23.2.7規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平30.3.29規則第30号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令3.2.1規則第15号)

この規則は、令和３年２月１日から施行する。

附 則（令 ３．１０．１２規則第５１号）

この規則は、令和３年１０月１２日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令 ８．４．２２規則第１８号）

この規則は、令和８年４月２２日から施行し、令和８年４月１日から適用する。